

平成 28 年度国有財産監査の結果について
(福岡財務支局管内分)

平成 29 年 5 月 26 日

福岡財務支局

国有財産の監査

監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。具体的には、国有財産法第9条第2項等の規定に基づき、財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産等について、財務局等が実地監査を実施しています。

平成28年度における監査結果

平成28年度については、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出などに主眼を置き「庁舎等の公用財産」の実地監査に事務量を重点的に配分し、実地監査を実施しました。

平成28年度における監査結果は次のとおりです。

福岡財務支局において、35件の監査を実施し、そのうち6件（17.1%）について問題点を指摘しました。

具体的には、庁舎等の非効率使用の改善や余剰のある庁舎への移転を指摘し、借受解消を図るなどして、国有財産の有効活用や国の財政への貢献に繋がるものとなっています。

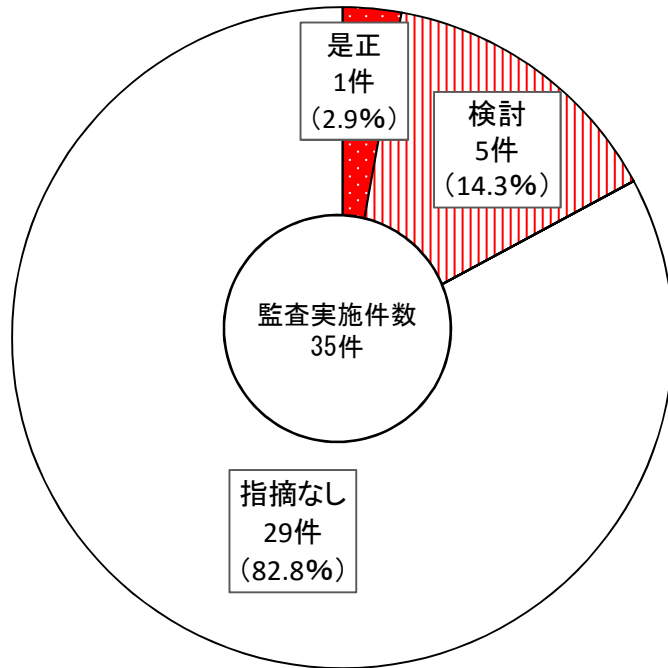
指摘事案6件を省庁別にみると、厚生労働省4件、国土交通省1件、防衛省1件となっています。

(参考)

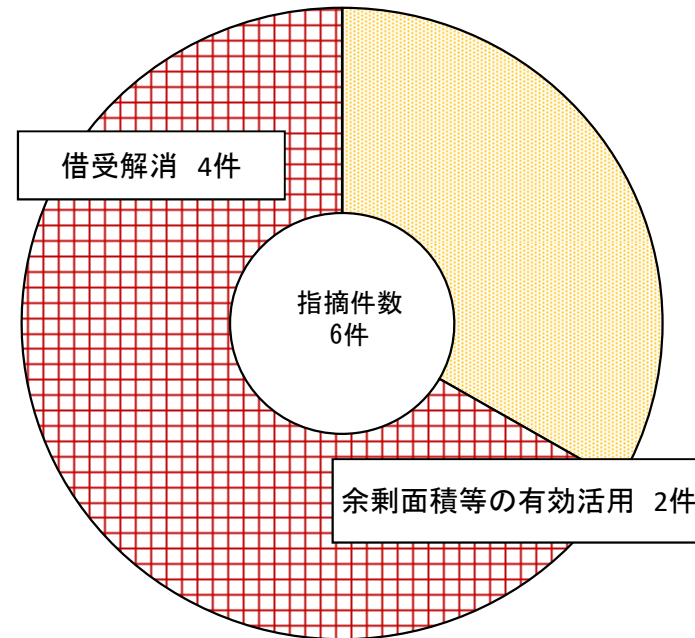
平成29年度においては、これまで同様に「庁舎等の公用財産」等の実地監査に取り組みつつ、新たな着眼点の洗い出しを行うための試行的監査などに取り組むこととしています。

平成28年度監査結果（指摘等の状況）

指摘区分別



指摘内容別



- 是正**：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの
 国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理
- 検討**：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の間で最適な方策について慎重な検討を要するもの
- 留意**：是正を要すると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの
- 簡易**：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基き、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

指摘内容	件数
庁舎等の有効活用	2
余剰面積等の有効活用	2
財産管理の不備	4
借受解消	4
未利用国有地の洗い出し	0
機能移転の検討が必要	0

平成 28 年度国有財産監査結果一覧表 (福岡財務支局管内分)

指摘内容		記号
庁舎等の有効活用		
余剰面積等の有効活用		A
財産管理の不備		
借受解消		B
未利用国有地の洗い出し		
機能移転の検討が必要		C

監査結果一覧表（公用財産）

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の概要
1	A	厚生労働省	長崎労働局	一般 労働保険	一 雇用	長崎公共職業安定所	長崎県長崎市宝栄町27-3	検討	長崎公共職業安定所は、余剰（約540㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受倉庫である長崎労働局の倉庫、借受庁舎であるハローワーク長崎つきまちセンターの一部を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	A	国土交通省	第七管区海上保安本部	一般	一	厳原地方合同庁舎	長崎県対馬市厳原町東里字野良341番地42	検討	厳原地方合同庁舎は、入居官署の退去に伴う余剰（約290㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、敷地を借り受けている自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所を移転入居させるなど、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	B	厚生労働省	九州厚生局	一般	一	九州厚生局長崎事務所 ：別地駐車場	長崎県長崎市万才町7-1	是正	九州厚生局長崎事務所は、別地に来客用駐車場（1台）を借り受けているが、非効率な使用となっていることから、契約を解除して、借受解消を図る必要がある。
4	B	厚生労働省	長崎労働局	労働保険	雇用	長崎労働局	長崎県長崎市万才町7-1	検討	借受庁舎である長崎労働局は、余剰（約170㎡）が生じ非効率な使用となっていることから、事務室等を再配置し一部借受解消を図る必要がある。 借り受けている長崎労働局の倉庫は、余剰（約540㎡）が生じ非効率な使用となっている長崎公共職業安定所へ移転し、借受解消を図る必要がある。
5	B	厚生労働省	長崎労働局	労働保険	雇用	ハローワーク長崎つきまちセンター	長崎県長崎市築町3-4	検討	借受庁舎であるハローワーク長崎つきまちセンターは、余剰（約540㎡）が生じ非効率な使用となっている長崎公共職業安定所へ移転入居し、一部借受解消を図る必要がある。
6	B	防衛省	九州防衛局	一般	一	自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所	長崎県対馬市厳原町今屋敷736	検討	敷地を借り受けている自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所は、入居官署の退去に伴い余剰（約290㎡）が生じ非効率な使用となっている厳原地方合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。

平成 23～27 年度監査における指摘事案の
フォローアップ状況等
(福岡財務支局管内分)

平成23～27年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

財務省では、実地監査に基づき指摘した事案について、毎年度、是正・改善に向けた進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理の促進を図るため、フォローアップを行っています。

28年度に行ったフォローアップの結果、23年度監査で指摘した27件のうち、是正・改善が図られた事案は24件(88.9%)、24年度監査で指摘した10件のうち、是正・改善が図られた事案は4件(40.0%)、25年度監査で指摘した9件のうち、是正・改善が図られた事案は2件(22.2%)、26年度監査で指摘した11件のうち、是正・改善が図られた事案は3件(27.3%)、27年度監査で指摘した9件のうち、是正・改善が図られた事案は2件(22.2%)となっています。

23年度の指摘事案(27件)については、特別会計所属普通財産が、13件(48.1%)と過半を占めていたことから、是正・改善は8割以上進んでいます。

24年度の指摘事案(10件)については、公共用財産が7件(70%)、公用財産が2件(20%)、25年度の指摘事案(9件)については、公共用財産が6件(66.7%)、公用財産が3件(33.3%)、26年度の指摘事案(11件)及び27年度の指摘事案(9件)については、公用財産のみであり、公用財産や公共用財産は用途廃止までに所要の手続き、入居場所についての調整、予算措置などが必要なことから、23年度指摘事案に比べて是正・改善に時間を要しています。

今後も、引き続き是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

◎平成23～27年度指摘事案の是正・改善状況

